

「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」
の公表について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 青山 亮

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、本年8月2日に以下2件の公表を行いました。

「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」

「証券モニタリング概要・事例集」

これらについては、例年公表を行っているところですが、本稿においては、これらの構成及び概要等についてご紹介します。

証券モニタリング基本方針

令和6事務年度（令和6年7月から同7年6月までの間を指します。）証券モニタリング基本方針は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

1. 金融商品取引業者等を取り巻く環境等
2. 業態横断的な検証事項
3. 規模・業態別の主な検証事項
4. 証券モニタリングの進め方
5. 検査結果の情報発信・その他の取組

本構成は、まず昨事務年度等を振り返り、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を把握・整理し（1.）、これらを踏まえ、今事務年度の重点的検証事項（2. 及び3.）を掲げる、といった構成となっています。「今事務年度、証券監視委はどういった角度で検査を行おうとしているのか」といった部分が、前半で明確に伝わる構成としています。

後半においては、従来から継続されている証券モニタリングの基本的な進め方（4.）や情報発信等（5.）について、その方針を掲載しています。

それでは、全体の概要についてご紹介します。

《1. 金商業者等を取り巻く環境等》

本項目では、以下（1）～（3）のとおり、さまざまな角度から、昨事務年度等における金商業者等を取り巻く環境等の把握・整理を行っています。

（1）金商業者等を取り巻く環境等

- 顧客本位の業務運営の要請
 - 金商業者等が、顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要。
- 詐欺的な投資勧誘による被害急増
 - SNS 型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等において、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生。
- 持続的なビジネスモデルの構築や新たな金融商品の広がり
 - デジタル化の進展や高齢化及び人口減少等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、市場環境や顧客ニーズの変化に則したサービスの提供等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動き。また、セキュリティトークンの取引プラットフォームの環境整備を踏まえ、PTS におけるセキュリティトークンの取り扱いの開始。
- サイバー攻撃被害のリスクの高まり
 - サイバー攻撃の洗練化・巧妙化やそのリスクが引き続き急速に高まっており、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が必要。
- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）の重要性
 - FATF（金融活動作業部会）第 4 次対日相互審査結果のフォローアップ状況及び第 5 次対日相互審査を見据え、引き続き、AML/CFT に対する取組が重要。なお、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」上の「対応が求められる事項」の態勢整備の対応期限を令和 6 年 3 月末に迎えている。

（２）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することを金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く求めるため、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び関連法が改正（令和 5 年 11 月 29 日公布）された。また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正により、NISA 口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行う旨の記載等が追加された。

②デジタル化の進展等への対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するほか、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について、金商法の販売勧誘規制を適用するため、金商法が改正（令和 5 年 11 月 29 日公布）された。

③資産運用の高度化・多様化

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「資産運用に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、投資運用業者の参入促進に向けてミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該事業者業務を委託する投資運用業者の登録要件の緩和を行うとともに、非上場有価証券の流通活性化に向けてプロ投資家を対象として非上場有価証券の仲介業務に特化する場合における第一種金融商品取引業者の登録要件の緩和等を行うため、金商法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正（令和6年5月22日公布）された。

（3）昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項

昨事務年度の検査・監督等を通じて判明した事項として、法令違反行為や不適切な業務運営等を行っている金商業者等が認められており、本稿では第一種金融商品取引業者（以下「第一種金商業者」という。）、登録金融機関、金融商品仲介業者について紹介します。

【第一種金商業者に対する証券モニタリング等を通じて判明した事項】

- ✓ 顧客本位の業務運営の取組状況については、大手証券会社及び地域証券会社において、顧客属性に照らして顧客に理解されるための説明が不十分である等、適合性原則に抵触する不適切な業務運営が認められた。
- ✓ 3メガバンクグループの証券会社等において、顧客から系列証券会社への情報共有を禁止されていたにもかかわらず、グループ間で当該顧客に係る非公開情報を授受する行為や、法人関係情報の不適切な管理を行っている状況が認められたほか、登録金融機関が、系列証券会社を有価証券の引受先とするよう交渉及び勧誘している状況が認められた。
- ✓ ネット系証券会社においては、引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、金融商品仲介業者等を通じ、実勢を反映しない作為的な相場となることを知りながら当該銘柄の買付注文の受託等をしている状況が認められた。
- ✓ 外国為替証拠金取引業者においては、ストレステスト結果の悪化を回避するため、社長の指示により、改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況が認められた。

《2. 業態横断的な検証事項》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的に検証する事項を掲げています。

【今事務年度における業態横断的な検証事項】

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等
- ② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

- ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況
 - ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
 - ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- ※ 本文においては、①及び②について、具体的にどのような視点で検証していくかも例示していますので、参照いただければ幸いです。

また、これらの検証事項のほか、金商業者等を取り巻く環境を踏まえた具体的な取組やその環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいくこととしています。

《 3. 規模・業態別の主な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等、投資者保護上懸念がある先等に対しての重点的検証事項を記載しています。本稿では、今事務年度における第一種金商業者、金融商品仲介業者及び登録金融機関に係る主な検証事項を紹介します。

第一種金商業者関係及び登録金融機関に対する主な検証事項	
大手証券会社グループ	◇ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ◇ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ◇ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況 ◇ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し検査を実施
外国証券会社	◇ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況
ネット系証券会社	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた外部委託先の管理態勢 ◇ 新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
準大手証券 地域証券会社等	◇ 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況 ◇ 適合性原則への対応状況 ◇ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の

	整備状況
FX 業者	☆ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ☆ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ☆ ストレステストの実施を含めた決済リスク管理の状況
金融商品 仲介業者	☆ 投資勧誘等の適正性、所属金商業者による管理態勢の十分性
登録金融機関	☆ 投資勧誘等の適正性、適合性原則への対応等内部管理態勢の整備状況

《 4. 証券モニタリングの進め方 》

証券モニタリングの対象業者数は、延べ 8,500 者にも及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しています。

このため、効率的・効果的な証券モニタリングを行うべく、今後も、金融庁関連部局等と連携し、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続するとともに、以下のような状況である場合を中心に検査を実施することとしています。

- 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性など実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めていくこととしています。

また、本文では、検査手法として以下について記載しています。

- デジタルフォレンジックを用いた深度ある検証を実施する
- 単に問題点の指摘を行うにとどまらず、実効性ある再発防止策の策定につながるよう、問題の全体像を把握し発生原因の究明を行っていく
- 問題点が顕在化していなくても業務運営態勢等の改善が必要な場合には、「留意すべき事項」として証券監視委と検査対象先とで問題意識を共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく

《 5. 検査結果の情報発信・その他の取組 》

検査を通じて把握した問題点等については、金商業者等の監査関係者及び社外取締役等に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促しています。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも伝わるよう、次に紹介する「証券モニタリング概要・事例集」等により、情報発信に努めています。

証券モニタリング概要・事例集

今事務年度の「証券モニタリング概要・事例集」は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

- I. 証券モニタリングの基本的な考え方
- II. 令和5事務年度証券モニタリングの概要
 - 1 令和5事務年度証券モニタリング基本方針の概要
 - 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況
 - 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等
 - 監視委コラム「無登録業者について」
- III. 検査指摘事例

本構成は、まず、(I.)で証券モニタリングの基本的な考え方や進め方を示し、次に、(II.)において、昨事務年度はどのような方針で検査を進めていき(II. 1)、その結果、どのような問題点等が認められたのか(II. 2 & 3)といった流れが把握できる構成とし、最後に、(III.)において過去の検査指摘事例を掲載しています。

具体的には、(I.)において、令和2年6月に策定・公表を行いました「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要として、主に以下の項目を記載しています。

- 監督部局等と連携し、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施
- 法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握や根本原因の究明にも取り組む
- 証券モニタリングの方針や重点事項は、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく

次に(II.)において、「令和5事務年度証券モニタリング基本方針」の概要を記載し(II. 1)、当該基本方針等に基づき検査を行った結果として、検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況(II. 2)及び無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等(II. 3)を記載しています。

そして最後に、過去(令和元事務年度～令和4事務年度)の検査指摘事例(裁判所への禁止命令等の申立て事例を含む)を掲載しています。

本稿では、令和5事務年度の検査の結果に基づく勧告・指摘等の概要について紹介します。詳細につきましては、本文を参照いただければ幸いです。

【令和 5 事務年度証券モニタリングの概要】

検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

- 令和 4 事務年度は、着手ベースで 69 者に対して検査を実施
- 前事務年度からの継続分も含めて、81 者について検査終了

● 勧告：9 者

- ① 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為【第一種金商業者】
- ② 適合性原則に抵触する業務運営の状況【第一種金商業者】
- ③ 改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況【第一種金商業者】
- ④ 銀証間における不適切な顧客情報の共有等【登録金融機関、第一種金商業者】
- ⑤ 顧客のために忠実に投資助言業務が行われていない状況【投資助言業者】
- ⑥ 虚偽告知、投資助言・代理業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況等【投資助言業者】 等

● 通知：20 者

※ この中から、証券会社も含めた主な指摘事例の概要等を掲載

そのほか、監視委コラム「無登録業者について」として、以下の内容も記載しております。

- 日本の居住者を相手に金融商品取引業を行うためには、金商法に基づく登録を受ける必要があり、登録にあたっては投資者保護のための態勢を整備することが必要。これに対し、無登録業者は投資者被害が発生する可能性が高くなり、実際にトラブルが多発している。
- 証券監視委は、無登録業者等による金商法違反行為の禁止・停止命令に係る裁判所への申立て、及びこれを行うために必要な金商法第 187 条に基づく調査を行っている。また、令和 6 年 6 月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれている。
- こうした点も踏まえ、引き続き、無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、187 条調査及び 192 条申立てを積極的に行っていく。

以上「令和 6 事務年度 証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」についてご紹介しましたが、これらについて、金商業者等の皆様に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組等の一助になりましたら幸いです。

【以 上】